

名古屋港管理組合公報

令和8年4月1日
(水曜日)
第146号

発行所 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合

目次

○公告式条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	2
○名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例	2
規 則	
○名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則	3
○名古屋港管理組合行政手続条例施行規則	3
○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○令和6年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	4
○令和6年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	5
○令和8年度名古屋港管理組合予算の要領	6
○令和7年度名古屋港管理組合補正予算の要領	15
○港湾施設の変更	18
○港湾施設の使用再開	23
○名古屋港ポートビル施設の変更	24
○名古屋港ポートビル施設の休止	25
訓 令	
○課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程	26
○工事施行規程の一部改正	26

条 例

公告式条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合条例第二号

公告式条例の一部を改正する条例

公告式条例（昭和二十六年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その末尾に管理者が署名しなければ」を「管理者が署名（地方自治法第十六条第四項の署名に代わる措置を含む。）をしなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合条例第三号

名古屋港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合行政手続条例（平成七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を管理者の規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋港管理組合行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「令和七年度」を「令和十二年度」に改め、同条第三項中「令和七年度」を「令和二十二年」に改める。

第四条中「第二百四十三條の二の二第八項」を「第二百四十三條の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和八年九月二十四日から施行する。

名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和五十八年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 たき火その他臨港緑地内の施設に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

第四条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表駐車場の項中「五〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表駐車場の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

規 則

名古屋港管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合事務局組織規則（令和七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六号中「船舶の」の下に「製造及び」を加える。

第二十条第二号中「船舶の製造」を削り、同条第十一号中「工事」の下に「及び船舶の製造」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に契約が締結された船舶の製造に係る工事に関する事務の主管については、なお従前の例による。

名古屋港管理組合行政手続条例施行規則を公布する。

令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第三号

名古屋港管理組合行政手続条例施行規則

意見陳述のための手続を要しない不利益処分を定める規則（平成七年名古屋港管理組合規則第十八号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、名古屋港管理組合行政手続条例（平成七年名古屋港管理組合条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）

第二条 条例第十三条第二項第五号の管理者の規則で定める処分は、届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分とする。

（公示の方法による通知の方法）

第三条 条例第十五条第四項（条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する管理者の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第四号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則（昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第百五十四条第一項第一号中「百万円をこえない」を「二百万円を超えない」に改める。

第百八十六条中「第二百四十三條の二の八第一項前段」を「第二百四十三條の二の九第一項前段」に改める。

別表第二備考第一号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第百八十六条の改正規定は、令和八年九月二十四日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第11号

令和8年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和6年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

令和6年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金	7,545,506,840円	
第1項 負担金	7,545,506,840円	
第2款 使用料及び手数料	4,617,819,016円	
第1項 使用料	4,617,785,716円	
第2項 手数料	33,300円	
第3款 国庫支出金	2,014,917,284円	
第1項 国庫負担金	2,014,917,284円	
第4款 財産収入	4,728,380,245円	
第1項 財産運用収入	4,703,362,467円	
第2項 財産売払収入	25,017,778円	
第5款 寄附金	0円	
第1項 寄附金	0円	
第6款 繰入金	198,573,564円	
第1項 他会計繰入金	198,573,564円	
第7款 繰越金	2,817,801,283円	
第1項 繰越金	2,817,801,283円	
第8款 諸収入	2,375,389,983円	
第1項 延滞金、加算金及び過料	887円	
第2項 預金利子	6,255,612円	
第3項 貸付金元利収入	1,315,982,168円	
第4項 特定施設整備収入	389,321,935円	
第5項 雑入	663,829,381円	
第9款 組合債	9,394,000,000円	
第1項 組合債	9,394,000,000円	
歳 入 合 計	33,692,388,215円	
歳 出		
第1款 議会費	161,441,346円	
第1項 議会費	161,441,346円	
第2款 総務費	2,650,581,069円	
第1項 総務管理費	2,584,384,328円	
第2項 監査委員費	66,196,741円	
第3款 企画調整費	897,944,286円	
第1項 企画調整管理費	845,214,170円	
第2項 調査費	52,730,116円	
第4款 港営費	2,836,262,809円	
第1項 港営管理費	1,402,533,341円	
第2項 運営費	1,433,729,468円	
第5款 建設費	18,774,089,711円	
第1項 建設管理費	1,583,457,944円	
第2項 整備費	17,190,631,767円	
第6款 公債費	6,656,548,126円	
第1項 公債費	6,656,548,126円	
第7款 予備費	0円	
第1項 予備費	0円	
歳 出 合 計	31,976,867,347円	

名古屋港管理組合告示第12号

令和8年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和6年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

令和6年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		548,548,386円		
第1項	財産収入		499,940円		
第2項	寄附金		839,667円		
第3項	繰越金		500,000円		
第4項	積戻金		105,655,000円		
第5項	繰入金		441,053,779円		
第2款	海事文化振興基金収入		102,710,691円		
第1項	財産収入		253,020円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		58,156,364円		
第5項	繰入金		44,301,307円		
第3款	環境振興基金収入		106,031,022円		
第1項	財産収入		158,822円		
第2項	寄附金		1,110,000円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		34,762,200円		
第5項	繰入金		70,000,000円		
	歳 入	合	計		757,290,099円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		548,548,386円		
第1項	積立金		442,893,386円		
第2項	繰出金		105,655,000円		
第2款	海事文化振興基金		102,710,691円		
第1項	積立金		44,554,327円		
第2項	繰出金		58,156,364円		
第3款	環境振興基金		106,031,022円		
第1項	積立金		71,268,822円		
第2項	繰出金		34,762,200円		
	歳 出	合	計		757,290,099円

名古屋港管理組合告示第13号

令和8年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和8年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

令和8年度名古屋港管理組合一般会計予算

令和8年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,210,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(組合債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 組合債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,303,519 ^{千円}
	1 負 担 金	9,303,519
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,724,223
	1 使 用 料	4,724,213
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		1,528,000
	1 国 庫 負 担 金	1,528,000
4 財 産 収 入		4,683,525
	1 財 産 運 用 収 入	4,683,505
	2 財 産 売 払 収 入	20
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		475,300
	1 他 会 計 繰 入 金	195,300
	2 他 会 計 借 入 金	280,000
7 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
8 諸 収 入		1,741,423
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	20
	2 預 金 利 子	20,860
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,131,590
	4 特 定 施 設 整 備 収 入	372,560
	5 雑 入	216,393
9 組 合 債		6,454,000
	1 組 合 債	6,454,000
歳 入 合 計		29,210,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		182,521 ^{千円}
	1 議 会 費	182,521
2 総 務 費		3,025,784
	1 総 務 管 理 費	2,951,256
	2 監 査 委 員 費	74,528
3 政 策 企 画 費		1,169,918
	1 政 策 企 画 管 理 費	867,874
	2 調 査 費	302,044
4 港 営 費		2,964,675
	1 港 営 管 理 費	1,303,360
	2 運 営 費	1,661,315
5 建 設 費		14,335,102
	1 建 設 管 理 費	1,611,302
	2 整 備 費	12,723,800
6 公 債 費		7,502,000
	1 公 債 費	7,502,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		29,210,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス(港湾改修費) 補助事業費	432,000 ^{千円}
		港湾メンテナンス(港湾施設改良費) 補助事業費	84,000
		港湾メンテナンス(統合) 補助事業費	30,000
		港湾改修交付金事業費	77,000
		港湾施設改修事業費	364,000
		港湾施設補修事業費	401,000
		緑地等施設整備交付金事業費	8,000
		港湾環境整備施設事業費	182,000
		海岸(連携) 補助事業費	36,000
		海岸メンテナンス補助事業費	23,000
		高潮対策交付金事業費	164,000
		海岸防災施設事業費	75,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基本計画調査費	令和9年度	77,500 ^{千円}
工事監理業務	令和8年度～令和10年度	55,300
昭和ふ頭岸壁整備費	令和8年度～令和9年度	1,000,000
港務艇建造費	令和8年度～令和10年度	770,000
ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	令和9年度	48,000
名古屋港高潮防波堤東信号所補修費	令和9年度	112,200
港内埠頭保安設備補修費	令和9年度	34,700
大江川地区環境対策費	令和8年度～令和9年度	260,300
中川運河水環境改善対策費	令和9年度	72,300
中川口ポンプ所補修費	令和9年度	133,100
堀川口防潮水門ポンプ所補修費	令和9年度	35,700

第4表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業	5,751,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
単独事業	703,000			
計	6,454,000			

令和8年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和8年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ293,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		千円 25,100
	1 財 産 収 入	2,880
	2 寄 附 金	1,220
	3 積 戻 金	11,000
	4 繰 入 金	10,000
2 海事文化振興基金収入		36,100
	1 財 産 収 入	1,080
	2 寄 附 金	20
	3 積 戻 金	24,000
	4 繰 入 金	11,000
3 環境振興基金収入		232,400
	1 財 産 収 入	810
	2 寄 附 金	1,290
	3 積 戻 金	160,300
	4 繰 入 金	70,000
歳 入 合 計		293,600

歳 出		
款	項	金 額
1 水族館振興基金		25,100 ^{千円}
	1 積立金	14,100
	2 繰出金	11,000
2 海事文化振興基金		36,100
	1 積立金	12,100
	2 繰出金	24,000
3 環境振興基金		232,400
	1 積立金	72,100
	2 繰出金	160,300
歳出合計		293,600

令和8年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設 及 び 用 地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 25棟	一般使用許可面積	平方メートル 77,713
		専用使用許可面積	平方メートル 28,628
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 183,300
		専用使用許可面積	平方メートル 994,028
	荷 役 機 械 5基	貸 付 数	基 5
	埠 頭 用 地		平方メートル 2,401,671
	建設改良工事	上屋等整備工事	千円 1,791,975

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	施設運営事業	収益	4,096,000千円
第1項	営業	収益	3,972,638千円
第2項	営業外	収益	123,352千円
第3項	特別	利益	10千円
		支 出	
第1款	施設運営事業	費用	4,064,000千円
第1項	営業	費用	3,856,095千円
第2項	営業外	費用	197,905千円
第3項	予備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額859,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,000千円、減債積立金416,000千円、建設改良積立金299,000千円及び過年度分損益勘定留保資金92,000千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資本的	収入	1,349,000千円
第1項	企業	債	1,249,000千円
第2項	貸付	金返還	100,000千円
		支 出	
第1款	資本的	支出	2,208,000千円
第1項	建設	改良	1,791,975千円
第2項	企業	債償還	416,025千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維持補修費	令和8年度から令和9年度まで	25,000千円
上屋整備費	令和9年度	76,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業
限度額	1,249,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	494,584千円
-------	-----------

令和8年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 護岸整備	本體工	263メートル
(2) 埋立土量		52,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	埋立事業	収	益	525,000千円
第1項	営業外	収	益	524,980千円
第2項	特別	利	益	20千円
		支	出	
第1款	埋立事業	費	用	731,000千円
第1項	営業	費	用	682,695千円
第2項	営業外	費	用	38,285千円
第3項	特別	損	失	20千円
第4項	予備		費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額704,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的	収	入	1,125,000千円
第1項	雑	収	入	704,385千円
第2項	貸付金返還		金	420,615千円
		支	出	
第1款	資本的	支	出	1,829,000千円
第1項	西部地区埋立事業	費		1,034,500千円
第2項	南5区埋立事業	費		160,000千円
第3項	総係	費		272,606千円
第4項	他会計貸付金			280,000千円
第5項	雑支		出	81,894千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(2) 各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	378,443千円
-------	-----------

名古屋港管理組合告示第14号

令和8年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和7年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

令和7年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和7年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,152千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,942,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		8,403,411 ^{千円}	△ 315,552 ^{千円}	8,087,859 ^{千円}
	1 負担金	8,403,411	△ 315,552	8,087,859
2 使用料及び手数料		4,512,925	121,800	4,634,725
	1 使用料	4,512,915	121,800	4,634,715
3 国庫支出金		2,261,000	△ 546,000	1,715,000
	1 国庫負担金	2,261,000	△ 546,000	1,715,000
8 諸収入		2,163,149	△ 71,400	2,091,749
	4 特定施設整備収入	471,648	△ 71,400	400,248
9 組合債		7,470,000	784,000	8,254,000
	1 組合債	7,470,000	784,000	8,254,000
歳入合計		30,970,052	△ 27,152	30,942,900

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		183,823 ^{千円}	△ 10,000 ^{千円}	173,823 ^{千円}
	1 議会費	183,823	△ 10,000	173,823
2 総務費		3,091,709	50,000	3,141,709
	1 総務管理費	3,019,664	50,000	3,069,664
5 建設費		16,368,315	46,951	16,415,266
	1 建設管理費	1,526,765	△ 10,000	1,516,765
	2 整備費	14,841,550	56,951	14,898,501
6 公債費		6,814,000	△ 114,103	6,699,897
	1 公債費	6,814,000	△ 114,103	6,699,897
歳出合計		30,970,052	△ 27,152	30,942,900

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
2 総務費	1 総務管理費	総務管理事業費	千円 —	千円 42,100
3 政策企画費	2 調査費	基本計画調査費	—	7,000
5 建設費	1 建設管理費	建設管理事業費	—	1,900
	2 整備費	港湾メンテナンス（港湾改修費）補助事業費	593,000	611,000
		港湾改修（国際拠点）交付金事業費	112,000	136,000
		港湾施設補修事業費	970,500	1,115,800
		緑地等施設整備交付金事業費	8,000	27,000
		海岸メンテナンス補助事業費	15,000	105,000
		高潮対策交付金事業費	298,000	830,000
		海岸防災施設事業費	110,000	272,900
	国直轄事業港湾管理者負担金	—	1,877,700	

第3表 組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	千円 6,971,000	千円 784,000	千円 7,755,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	7,470,000	784,000	8,254,000			

名古屋港管理組合告示第15号

次の港湾施設は、令和8年4月1日から変更する。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 係船岸壁

変更前

用途区分を定めない岸壁

名称	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総トン数	バース数	
2号岸壁	ガーデンふ頭南側	メートル 185	メートル 20	メートル 10	トン 10,000	バース 1	

変更後

用途区分を定めない岸壁

名称	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総トン数	バース数	
2号岸壁	ガーデンふ頭南側	メートル 185	メートル 20~30	メートル 10	トン 10,000	バース 1	

名古屋港管理組合告示第16号

次の港湾施設は、令和8年4月1日から次のとおり変更する。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 係船岸壁

変更前

用途区分を定めない岸壁

名称	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総トン数	バース数	
40号岸壁	昭和ふ頭西側	メートル 120	メートル 7.3	メートル 7.3	トン 3,000	バース 1	
41号岸壁	昭和ふ頭西側	メートル 120	メートル 7.3	メートル 7.3	トン 3,000	バース 1	

変更後

用途区分を定めない岸壁

名称	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総トン数	バース数	
40号岸壁	昭和ふ頭西側	メートル 150	メートル 7.3	メートル 7.3	トン 3,000	バース 1	取付部30メートル含む
41号岸壁	昭和ふ頭西側	メートル 150	メートル 7.3	メートル 7.3	トン 3,000	バース 1	取付部30メートル含む

名古屋港管理組合告示第17号

次の港湾施設は、令和8年3月24日から次のとおり変更した。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積	区画
飛島ふ頭西A荷さばき地 (飛島西A)	1 ^級	木材	98号岸壁及び 99号岸壁背後	平方メートル 11,044	図による

(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積	区画
飛島ふ頭西A荷さばき地 (飛島西A)	1 ^級	木材	98号岸壁及び 99号岸壁背後	平方メートル 9,543	図による

図 (飛島ふ頭西A荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 区画の面積は、1は1,530平方メートル、2は2,535平方メートル、3は2,565平方メートル、4は2,913平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第18号

次の港湾施設は、令和8年4月1日から停止面積を変更する。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

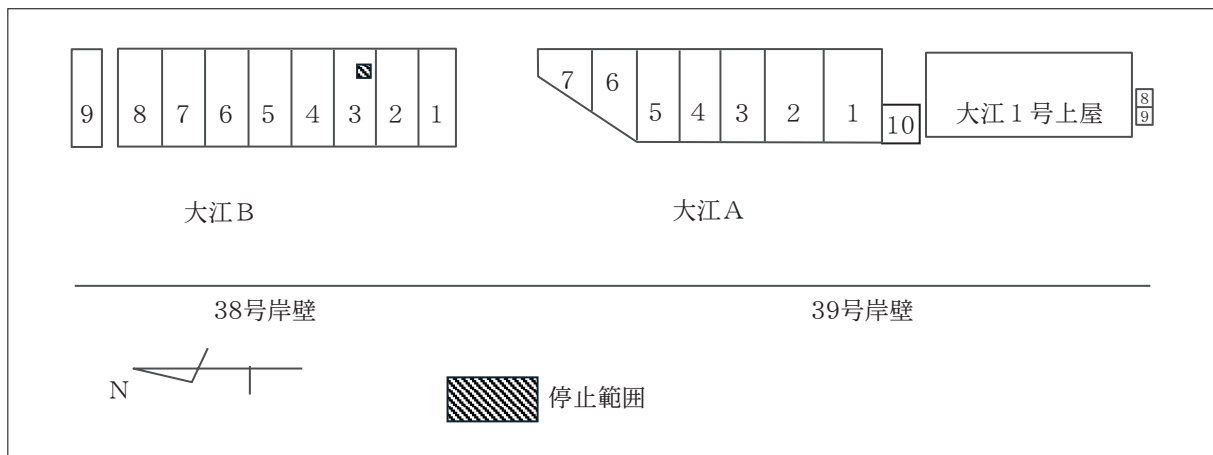
名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
大江ふ頭B荷さばき地 (大江B)	1 ^級	38号岸壁隣接	平方メートル 1,276	区画1～3

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
大江ふ頭B荷さばき地 (大江B)	1 ^級	38号岸壁隣接	平方メートル 1	図による

図 (大江ふ頭A、B荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 大江Aの区画の面積は、1は592平方メートル、2は586平方メートル、3は403平方メートル、4は376平方メートル、5は403平方メートル、6は325平方メートル、7は370平方メートル、8・9は各30平方メートル、10は110平方メートルである。
- 3 大江Bの区画の面積は、1は406平方メートル、2・3・4・5・6・7・8は各435平方メートル（3は1平方メートル停止）、9は363平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第19号

次の港湾施設は、令和8年4月1日から停止面積を変更する。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
弥富ふ頭東荷さばき地 (弥富東)	1 ^級	88号岸壁および 89号岸壁隣接	平方メートル 2,342	図による

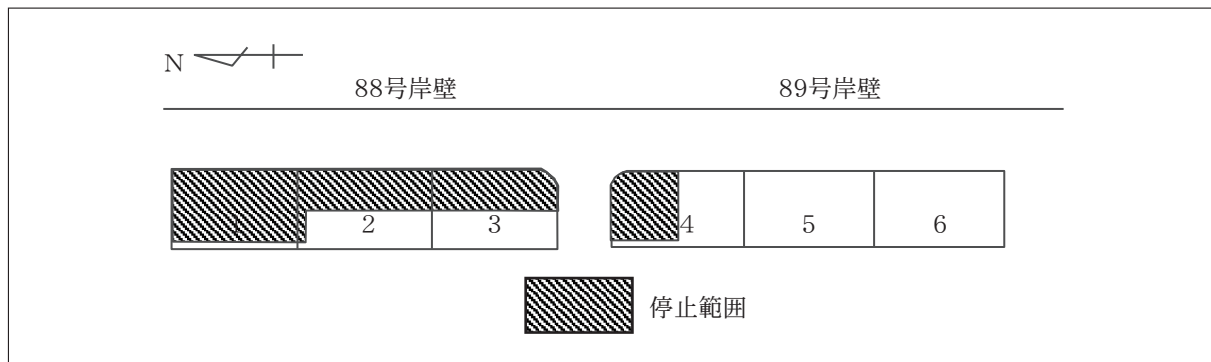
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
弥富ふ頭東荷さばき地 (弥富東)	1 ^級	88号岸壁および 89号岸壁隣接	平方メートル 2,910	図による

図 (弥富ふ頭東荷さばき地)



備考

1 数字は、区画の名称を示す。

2 区画の面積は、1・2・3は各1,293平方メートル（1は1083平方メートル停止、2は667平方メートル停止、3は641平方メートル停止）、4は1,395平方メートル（519平方メートル停止）、5・6は各1,392平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第20号

令和7年名古屋港管理組合告示第29号で停止した次の港湾施設は、令和8年4月1日から使用を再開する。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭A荷さばき地 (昭和A)	2 ^級	40号岸壁隣接	平方メートル 1,444	区画1
昭和ふ頭C荷さばき地 (昭和C)	2 ^級	41号岸壁隣接	平方メートル 1,099	区画1

名古屋港管理組合告示第21号

次の名古屋港ポートビル施設を令和8年4月1日より次のとおり変更する。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 駐車場

変更前

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガ-P)	名古屋市港区港町地内	21,494㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガ-西)	名古屋市港区西倉町地内	15,702㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 (ガ-西第二)	名古屋市港区西倉町地内	12,061㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガ-東)	名古屋市港区港町101番地、101番地先	17,816㎡

備考 ガーデンふ頭西駐車場6,928㎡及びガーデンふ頭東駐車場4,635㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガ-P)	名古屋市港区港町地内	21,494㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 (ガ-西第二)	名古屋市港区西倉町地内	12,061㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガ-北)	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 (入船-P)	名古屋市港区入船一丁目地内	4,198㎡

備考

- 1 ガーデンふ頭駐車場及びガーデンふ頭西第二駐車場は、普通自動車を除く車両の利用の場合に限る。
- 2 ガーデンふ頭北駐車場及び入船駐車場4,198㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

変更後

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガ-P)	名古屋市港区港町地内	21,494㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガ-西)	名古屋市港区西倉町地内	15,702㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 (ガ-西第二)	名古屋市港区西倉町地内	16,062㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガ-東)	名古屋市港区港町101番地、101番地先	17,816㎡

備考 ガーデンふ頭西駐車場6,928㎡及びガーデンふ頭東駐車場4,635㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガ-P)	名古屋市港区港町地内	21,494㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 (ガ-西第二)	名古屋市港区西倉町地内	16,062㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガ-北)	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 (入船-P)	名古屋市港区入船一丁目地内	4,198㎡

備考

- 1 ガーデンふ頭駐車場及びガーデンふ頭西第二駐車場は、普通自動車を除く車両の利用の場合に限る。
- 2 ガーデンふ頭北駐車場及び入船駐車場4,198㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

名古屋港管理組合告示第22号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第1号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。

令和8年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

- 1 休止対象施設 ガーデンふ頭駐車場（1日につき1回1台を利用単位とする駐車場のうち、1,466㎡を除く駐車場）
- 2 休止の理由 第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会に係る選手団宿泊拠点の設置のため
- 3 休止期間 令和8年4月1日から令和8年12月31日まで（275日間）

訓 令

訓令第一号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程

(課の組織の分掌事務規程の一部改正)

第一条 課の組織の分掌事務規程(令和七年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号口中「船舶の」の下に「製造及び」を加える。

第十六条第四号イ中「船舶の製造」及び「船舶」を削り、同号ロ及びハ中「船舶」を削り、同条第六号イ中「船舶」を削り、「電気関係工事」の下に「並びに船舶の製造」を加え、同号ロからホまでの規定中「船舶」を削る。

(事務所規程の一部改正)

第二条 事務所規程(令和七年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「船舶の製造」を削り、「工事」の下に「並びに船舶の製造」を加える。

(事務所の組織の分掌事務規程の一部改正)

第三条 事務所の組織の分掌事務規程(令和七年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号イ中「並びに船舶の製造」を削り、同号に次のように加える。

ホ 船舶の製造の施行に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に契約が締結された船舶の製造に係る工事に関する事務の主管については、なお従前の例による。

訓令第二号

組合内一般

工事施行規程(昭和三十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

第二条第二号中「船舶及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に契約が締結された船舶の製造については、なお従前の例による。